

## 静岡市経済局農林水産部公共事業事後評価実施要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施するものとし、その実施について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「事後評価」とは、公共事業の完了後の当該事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて改善措置を検討するとともに、その結果を同種の公共事業の計画、調査等のあり方や事業手法の見直しに反映することをいう。

### (対象事業)

第3条 事後評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、経済局農林水産部が所管し、国の補助金又は交付金の交付を受けて実施する公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。）のうち、農業農村整備に関する事業、林道整備に関する事業及び漁港及び漁港整備の整備に関する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業が完了した日から5年を経過した事業で、市長が規模及び特性を考慮して選定するもの
- (2) 次に掲げる事業のうち、第5条第3項の規定により再度の事後評価を行う必要があると市長が判断したもの
  - ア 効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できる事業
  - イ 改善措置が必要であり、その改善措置を講じた事業

### (事後評価の実施時期)

第4条 事後評価は、前条第1号に規定する事業にあつては事後評価の対象となる年の年度末までに、同条第2号に規定する事業にあつては審議結果を踏まえて市長が定める実施時期に実施するものとする。

### (事後評価の実施)

第5条 事後評価は、次に掲げる事項について、公共事業の種別及び特性に応じた評価の細目及び内容を設定し、当該細目及び内容に沿って実施するものとする。

- (1) 費用対効果に関する分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等をいう。）の変化
- (2) 事業の効果の発現状況

(3) 事業の実施による環境の変化

(4) 社会経済情勢の変化

(5) 今後の事後評価の必要性

(6) 改善措置の必要性

(7) 同種事業の計画・調査のあり方及び事業評価手法の見直しの必要性

2 対象事業の所管課は、事後評価の実施に当たり、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）に基づく静岡市公共事業評価委員会に意見を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による静岡市公共事業評価委員会の意見を踏まえ、対象事業についての改善措置及び再度の事後評価の必要性の適否に関する対応方針を決定するものとする。

（事後評価結果等の公表）

第6条 市長は、事後評価を実施したときは、静岡市公共事業評価委員会の意見及び改善措置、再度の事後評価等の方針を、当該方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。

2 市長は、事後評価に基づく改善措置を講じた場合は、速やかにその内容について公表するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事後評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年度に実施する事後評価から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。